

雇用継続給付の支給申請に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社（以下「会社」という。）とエムシーパートナーズ株式会社従業員代表（以下「従業員代表」という。）とは、雇用継続給付の支給申請について次の通り協定する。

第1条 雇用保険法第61条各項に定める雇用継続給付の支給申請について、被保険者（受給資格者）に代わって会社がその事業場を管轄する公共職業安定所長に支給申請書の提出を行なう。

第2条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

但し、期間満了日の3ヶ月前までに、会社または従業員代表の何れからも改廃の意思表示がない場合は、本協定の有効期間を1年間延長することとし、以降も同様とする。

平成27年12月1日

会社

エムシーパートナーズ株式会社

代表取締役 菅野 清三



従業員代表

エムシーパートナーズ株式会社（本社東京支社地区）

松村 美奈子